# 流山市 危険コンクリートブロック塀 等除却費補助金制度のご案内

# 補助金制度の概要

## 補助対象となるブロック塀等

次の(1)、(2)、(3)をすべて満たす塀等

- (1)小学校の通学路に面するもの
- (2)安全であることが確認できないもの
- (3)コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造の塀または門柱

#### 補助対象となる方

# ブロック塀等の所有者または管理者※

- ※所有者が複数の場合は所有者全員の同意が必要です。
- ※管理者が申請する場合は、所有者の同意 が必要です。

## 補助対象となる工事

- ・ブロック塀等の除却工事※1
- ・軽量フェンス等の新設工事※1※2
- ※1:工事後に地震に対して安全な構造となるものに限ります。
- ※2:ブロック塀等の除却後に代替として設けるものに限ります。

(注意)

発生した廃材については適法かつ適正に処理しなければなりません。

樹木の伐採、移設にかかる費用は補助対象となりません。

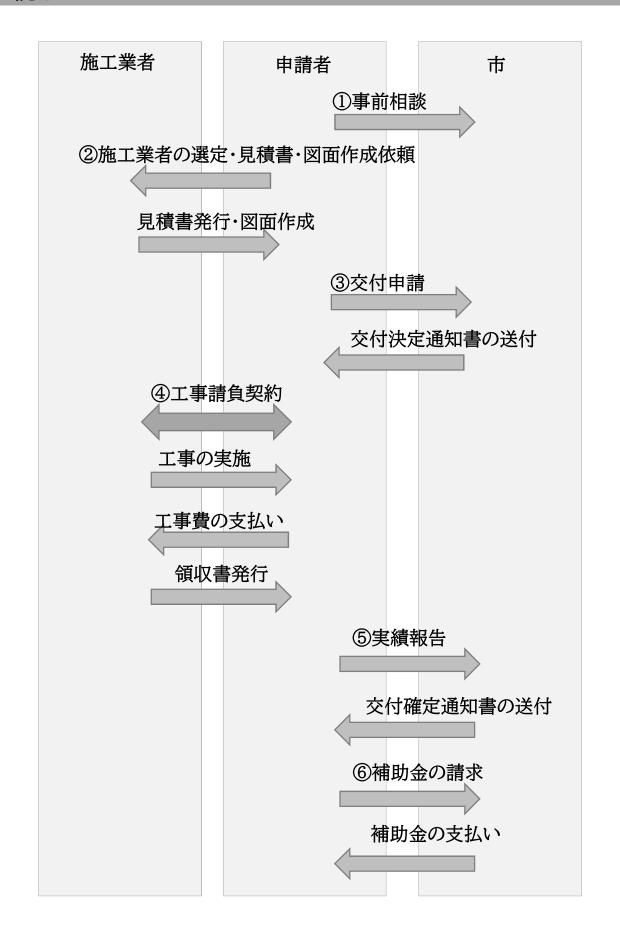
## 補助金額

次の(1)、(2)、(3)のうち、最も低い額 (千円未満切捨て)

- (1)補助対象となる工事費の8割
- (2)除却するコンクリートブロック塀の面積 1平方メートルにつき 3万5000円
- (3)上限額 30万円

受付は先着順です。予算がなくなり次第受付を締め切ります。詳細は下記までお問合せください。

流 山 市 建 築 住 宅 課 0 4 - 7 1 5 0 - 6 0 8 8



## ①事前相談

- ・市役所建築住宅課に事前に電話予約のうえ、窓口にお越しください。
- ・ブロック塀等の現況についてお伺いします。現況の写真を持参してください。
- ・小学校の通学路に面しているか確認します。
- ・補助金を受けるための手続きについてご説明いたします。
- ・改修方法について注意事項をご説明いたします。
- ・生垣の設置に関する補助金制度があります。
- ・地区計画の定められた地域に該当する場合は、塀の制限等があります。

# ②施工業者の選定、見積書・図面作成の依頼

- ・施工業者にブロック塀の改修計画図や見積書の作成を依頼してください。
- ・市内業者の紹介については、流山建設業協同組合および流山商工会議所で行っています。下記へご相談ください。
- ※注意① まだこの時点では契約しないでください。

※注意② 図面や見積書の作成について注意事項があります。別冊子「施工業者へのお願い」を施工業者へ渡していただき、作成を依頼してください。

流山建設業協同組合

住所:流山市流山2丁目312番地

連絡先:04-7158-5680

流山商工会議所

住所:流山市流山2丁目312番地

連絡先:04-7158-6111

# ③交付申請

- ・<u>交付申請書(第1号様式)</u>に、3ページに記載する必要書類を添えて、建築住宅課へ郵送 するか、 直接持参してください。
- ・市で審査し交付決定されると交付決定通知書(第2号様式)がご自宅に郵送で届きます。

# ④工事請負契約・工事の実施

- ・交付決定通知書がご自宅に届いたら、施工業者と工事請負契約をしてください。
- ・交付決定を受けた内容に従って、工事を実施してください。
- ・発生した廃材は適切に処分してください。

# ⑤実績報告

- ・実績報告書(第5号様式)に必要書類を添えて建築住宅課窓口へ直接提出してください。
- ・市で審査し交付確定されると**交付確定通知書**(第6号様式)がご自宅に郵送で届きます。

# ⑥補助金の請求

- ・請求書に必要事項を記入して建築住宅課窓口へ直接提出してください。
- ・後日、指定された口座に補助金が振り込まれます。

#### !注意!

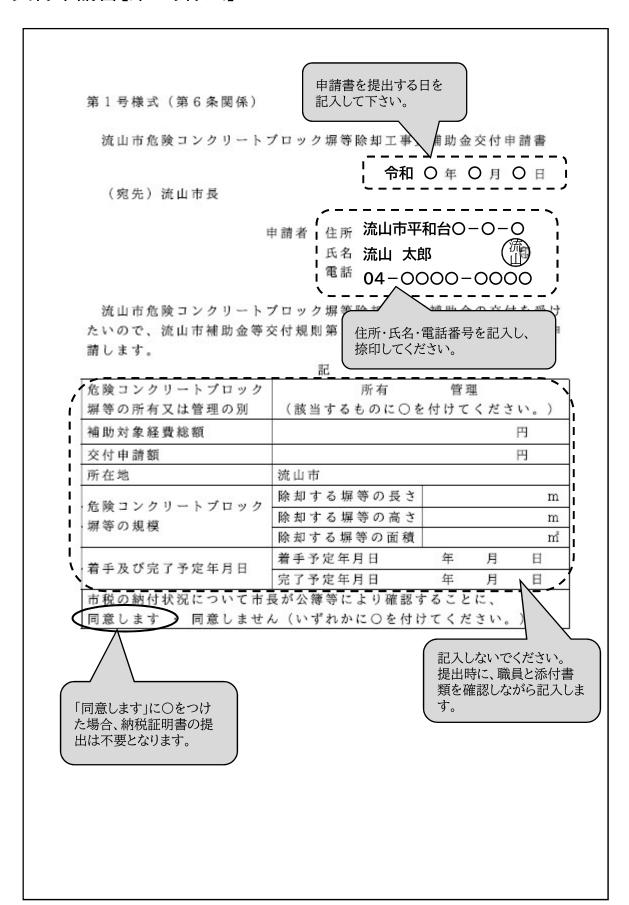
- ●塀の形態や構造等については、建築基準法や地区計画により制限がかかっています。 必ず適合性を確認してください。
- ●交付決定の前に契約または工事着手すると、補助金が受けられません。
- ●交付決定を受けた工事内容を変更する場合は、変更に係る工事の着手の前に、変更 の手続きが必要となります。必ず事前にご相談ください。
- ●除却前、除却後・新設着工前、新設完了後の写真を撮影してください。実績報告の際 に必要になります。
- ●実績報告書の提出には期限があります。交付決定日から120日以内または交付決定年度の1月31日(1月31日が土日の場合はその直前の平日)のいずれか早い日までに提出が必要です。
- ●提出する書類に押印する印鑑は、すべて同じものを使用してください。

# 提出書類について

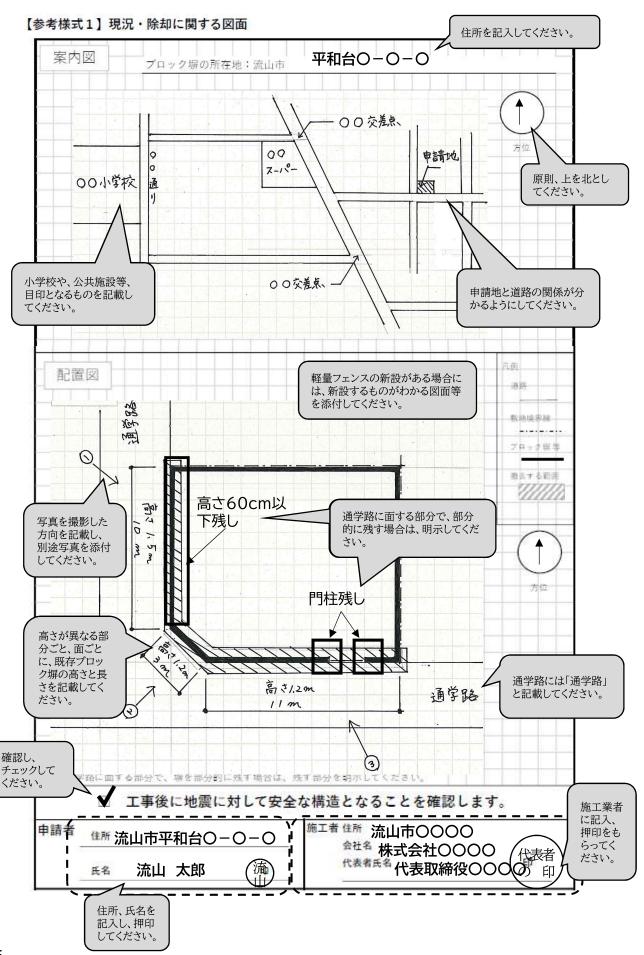
- ●交付申請 4から7ページの「書類の作成方法」を確認して作成してください。
  - 1. 流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金交付申請書【第1号様式】
  - 2. 現況・除却に関する図面【参考様式1】
  - 3. 除却するブロック塀等のカラー写真
  - 4. 軽量フェンス等の新設に関する図面(配置図・立面図・断面図)
  - 5. 見積書の写し
  - 6. 納税証明書(市長が公簿などにより確認することに同意する場合は不要)
  - 7. 同意書(所有者以外の方が申請する場合または所有者が複数いる場合に限る) 【参考様式2】
- ●実績報告 様式と作成方法のご案内は、交付決定の通知と一緒に送付します。
  - 1. 流山市危険コンクリートブロック塀等除却工事費補助金実績報告書【第5号様式】
  - 2. 写真(ブロック塀等の除却後、軽量フェンス等の工事中・完了後)
  - 3. 領収書の写し
  - 4. 処分報告書【参考様式3】
  - 5. 工事報告書【参考様式4】
  - 6. 請求書【第7号様式】

# 書類の作成方法と注意事項

# 1. 交付申請書【第1号様式】



# 2. 現況・除却に関する図面【参考様式1】



# 3. 除却するブロック塀等のカラー写真

・ブロック塀等の全体が分かるよう、複数の位置から撮影してください。

# 4. 軽量フェンス等の新設に関する図面

- ・軽量フェンス等の構造が分かるよう、配置図、立面図、断面図を作成してください。
- ・既存のブロック塀等を残置させる場合は、図面に既存部分を明記してください。

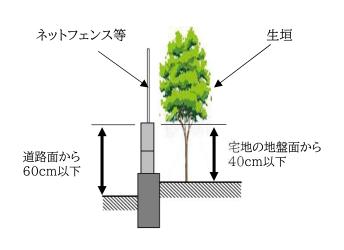
## 5. 見積書

- ・見積書の作成を依頼する際は、以下の点について注意して作成するよう、施工業者へ依頼してください。
  - ブロック塀等の除却と軽量フェンス等の新設の項目に分けてください。
  - 2 門柱や門扉の除却や新設がある場合は、項目を分けてください。

#### 【作成例】

			見積	書		
<b>流山 太郎</b> 様					2	令和○年○月○
工事場	所 <b>流山市平和台〇-</b>	-O-O			株式会社 □□□□ 代表取締役 00 (	
)	品名	数量	単位	単価	金額	備考
1. ブロック	ケ塀除却工事					
ブロッ	ク塀取壊し	00	m	××××	$\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta$	
コンク	リート基礎撤去	00	m	××××	$\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta$	
門柱除	却	00	箇所	××××	$\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta$	
門扉撤	法	00	箇所	××××	$\Delta\Delta\Delta\Delta\Delta$	
発生材	処分費	00	式	××××	ΔΔΔΔΔ	
2. 軽量フェ	エンス新設工事					
コンク	リート基礎新設	00	m	××××	ΔΔΔΔΔ	
コンク	リートブロック新設	00	m	××××	ΔΔΔΔΔ	
アルミ	フェンス新設	00	m	××××	ΔΔΔΔΔ	
アルミ	製門柱・門扉新設	00	箇所	××××	ΔΔΔΔΔ	
3. 共通仮記	<b>公費</b>				ΔΔΔΔΔ	
4. 現場管理費					ΔΔΔΔΔ	
5. 一般管理費					ΔΔΔΔΔ	
	計				000000	
1 1						

# みどりの課生垣設置補助金との併用もおすすめです。



生垣の設置費用について

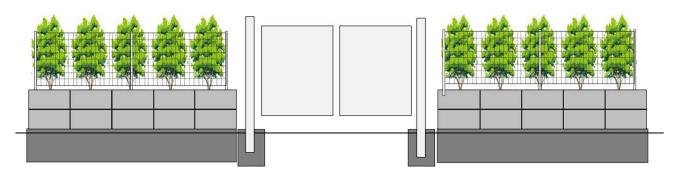
#### 最大4万円

グリーンチェーン認定をうけると

最大5万円の補助が受けられます。

※補助金の詳しい計算方法や、手続きの 方法については、みどりの課へご相談く ださい。

※着工前までにみどりの課の書類審査と 現地審査を受ける必要があります。

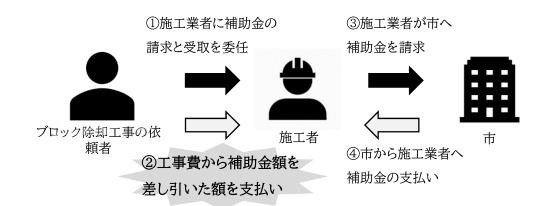


流山市役所 まちづくり推進部 みどりの課 TEL:04-7150-6092

# 代理受領制度について

費用支払い時の負担を軽減する制度があります。

市から補助金が支払われるまでの間の、工事費の一時的な全額自己負担がなくなる制度です。利用を希望される場合は、ご相談ください。



※生垣補助金では代理受領制度は利用できません。